

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 30 年2月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1700291 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700219 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めるることはできない。

請求期間②について、請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めるることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年3月20日から昭和51年9月11日まで
② 昭和57年8月9日から昭和59年7月1日まで

請求期間①にA社から支払われていた給与額は手取りで約7万5,000円、請求期間②にB社から支払われていた給与額は約12万5,000円であったと記憶しているが、当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、私が記憶している額より低く記録されているので、これらの記録を訂正し、将来の年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社は賃金台帳等の資料は保管していないため、請求者に支払った給与額及び給与から控除した厚生年金保険料額について確認できない旨陳述している。

また、請求者は、請求期間①に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、A社から支払われた給与額及び給与から控除された厚生年金保険料額について確認できない旨陳述している。

さらに、請求期間①においてA社の厚生年金保険被保険者となっている者のうち16人に照会し9人から回答を得たが、自らの在職期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が給与額よりも低く記録されているとの回答はなかった。

加えて、請求者と同日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している昭和30年度生まれの女性23人について、オンライン記録を調査したところ、全員、資格取得時の標準報酬月額は、請求者と同額の5万2,000円となっている上、その後の標準報酬月額の推移についても請求者と類似している。

2 請求期間②について、C社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、請求者がB社において昭和57年8月9日に厚生年金保険被保険者資格を取得した際の給与額は10万3,600円、標準報酬月額は10万4,000円と記載されており、当該標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

また、D健康保険組合から提出された「健康保険被保険者適用台帳」によると、請求者がB社において同組合の組合員となっていた昭和57年8月から昭和59年10月までの標準報酬月額もオンライン記録と一致している。

さらに、C社は、請求期間②に係る賃金台帳等の資料は保管していないため、B社が請求者に支払った給与額及び給与から控除した厚生年金保険料額について確認できない旨回答している上、請求者も、給与明細書等の資料を所持していないことから、同社から支払われた給与額及び給与から控除された厚生年金保険料額について確認できない旨陳述している。

加えて、請求期間②においてB社の厚生年金保険被保険者となっている者のうち15人に照会し8人から回答を得たが、自らの在職期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が給与額よりも低く記録されているとの回答はなかった。

また、上記回答者の一人は、B社において請求者と同じE店に勤務し、請求者についても記憶している旨陳述しているところ、同者の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は、請求者と同額の10万4,000円である上、その後の標準報酬月額の推移についても請求者と類似している。

3 このほか、請求者の請求期間①及び②における給与額及び給与から控除されていた厚生年金保険料額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①及び②において請求内容による標準報酬月額に見合う給与が支給されていたこと及び当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700292号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700220号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年3月19日から昭和52年10月11日まで

請求期間について、A社から支払われていた給与額は、当初は約9万円で、毎年3,000円ずつ昇給していた。請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、私が記憶している額より低く記録されているので、当該記録を訂正し、将来の年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求期間に係る賃金台帳等の資料は保管していないため、請求者に支払った給与額及び給与から控除した厚生年金保険料額について確認できない旨陳述している。

また、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、A社から支払われた給与額及び給与から控除された厚生年金保険料額について確認できない旨陳述している。

さらに、請求期間においてA社の厚生年金保険被保険者となっている者のうち12人に照会し5人から回答を得たが、自らの在職期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が給与額よりも低く記録されているとの回答はなかった。

加えて、請求者と同日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している昭和29年度生まれの男性16人について、オンライン記録を調査したところ、全員、資格取得時の標準報酬月額は、請求者と同額の4万2,000円となっている上、その後の標準報酬月額の推移についても請求者と類似している。

このほか、請求者の請求期間における給与額及び給与から控除されていた厚生年金保険料額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間において請求内容による標準報酬月額に見合う給与が支給されていたこと及び当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。